

改正 平成二七年一二月 四日規則第七一号

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（多頭飼養の届出）

第二条 条例第十四条第一項又は附則第五項前段の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養届出書（別記第一号様式）によるものとする。

2 条例第十四条第一項及び附則第五項前段に規定する規則で定める書類は、飼養施設（条例第十一条第三号に規定する飼養施設をいう。以下同じ。）の平面図及び飼養施設の付近の見取り図とする。

3 条例第十四条第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 条例第十四条第一項第三号に掲げる犬又は猫の雌雄の別

二 飼養施設の周辺的生活環境を保全する方法

4 条例第十四条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

二 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第三条第一項に規定する訓練事業者が、同法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する場合

三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の五第三項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

（多頭飼養の変更の届出）

第三条 条例第十五条本文の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養変更届出書（別記第二号様式）によるものとする。

2 条例第十五条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

一 犬（生後九十一日未満の犬を除く。以下この項において同じ。）又は猫（生後九十一日未満の猫を除く。以下同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数。以下同じ。）の減少（犬又は猫の数が十未満となる減少を除く。）

二 犬又は猫の数の三十パーセント未満の増加

三 不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数の変更

（特定動物による侵害の発生時の届出）

第四条 条例第十七条第二項の規定による届出は、特定動物による侵害発生届出書（別記第三号様式）によるものとする。

（犬の係留義務の適用除外）

第五条 条例第十八条第二号に規定する規則で定める犬は、次の各号に掲げる犬であって、適正にその犬を取り扱うことができる者の監督の下にあり、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加え、人に迷惑を及ぼし、及び自然環境の保全上の支障を生じさせることがないようにするための適正なしつけ及び訓練がなされているものとする。

一 人命の救助のために使役する犬

二 検疫又は麻薬、銃器、爆発物等の探知のために使役する犬

三 狩猟のために使役する犬

四 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払い犬

（犬による侵害の発生時の届出等）

第六条 条例第二十条第二項第一号の規定による届出は、こう傷届出書（別記第四号様式）によるものとする。

2 条例第二十条第三項の規定による報告は、検診を行った獣医師が発行した診断書の写しを知事に提出することにより行うものとする。

(措置命令等の方法)

第七条 条例第二十一条第一項又は第二項の規定による命令は、措置（引渡し）命令書（別記第五号様式）を交付して行うものとする。

(野犬等の掃討の方法)

第八条 条例第二十三条第一項前段の規定により薬物を使用して行う野犬等の掃討（以下「野犬等の掃討」という。）は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に毒餌を置くことによって行うものとする。

2 知事は、毒餌を置く場合には、毒餌ごとに、それが毒餌である旨を表示した標識を添えておかなければならない。

3 知事は、当該職員に、毒餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の掃討の時間が経過する前に毒餌を回収させなければならない。

(野犬等の掃討をする旨の周知の方法)

第九条 条例第二十三条第一項後段の規定による周知は、野犬等の掃討を実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに毒餌の状態について、次の各号に掲げる措置を講ずることにより行わなければならない。

一 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺に居住する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条の規定により登録した犬を飼養し、又は保管する者に対し、文書で通知すること。

二 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺で、公衆の見やすい場所に掲示すること。

三 野犬等の掃討を実施する区域内及びその周辺の住民に対し、放送、回覧その他の方法によって通知すること。

2 前項第一号の通知は野犬等の掃討の開始の日（以下「開始日」という。）の三日前までに行い、同項第二号の掲示は開始日の三日前から野犬等の掃討の終了の日まで行い、同項第三号の通知は開始日の三日前から開始日までの間に行わなければならない。

(身分を示す証明書)

第十条 条例第二十二条第三項及び第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第六号様式）とする。

(動物愛護管理員の証票)

第十一条 条例第二十六条に規定する動物愛護管理員は、その業務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証票は、動物愛護管理員証（別記第七号様式）とする。

(引取り等をした動物の公示)

第十二条 条例第二十七条第一項第二号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 引取り等をした日

二 引取り等をした場所

三 動物の種類

四 性別

五 体格

六 毛色、首輪その他の特徴

七 その他知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(千葉県犬取締条例施行規則の廃止)

2 千葉県犬取締条例施行規則（昭和四十三年千葉県規則第七十七号）は、廃止する。

附 則（平成二十七年十二月四日規則第七十一号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

第二号様式

(第三条第一項)

第三号様式

(第四条)

第四号様式

(第六条第一項)

第五号様式

(第七条)

一部改正〔平成27年規則71号〕

第六号様式

(第十条)

第七号様式

(第十一条第二項)

第一号様式（第二条第一項）

犬又は猫の多頭飼養届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項（附則第5項前段）の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設の所在地			
犬又は猫の数		犬	頭 オス 頭 (頭)、メス 頭 (頭)
		猫	頭 オス 頭 (頭)、メス 頭 (頭)
		合計	頭
飼養又は保管の方法	施設の規模	犬	<input type="checkbox"/> 屋内（延べ床面積 m ² ） <input type="checkbox"/> 屋外（敷地面積 m ² ）
		猫	<input type="checkbox"/> 屋内（延べ床面積 m ² ） <input type="checkbox"/> 屋外（敷地面積 m ² ）
	施設の構造	犬	<input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> おり <input type="checkbox"/> 鎖等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		猫	<input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> おり <input type="checkbox"/> その他 ()
	雌雄の分離	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	ふん尿等の処理方法	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物として処理 <input type="checkbox"/> 業者に委託 <input type="checkbox"/> その他 ()	
動物死体の処理方法	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物として処理 <input type="checkbox"/> 業者に委託 <input type="checkbox"/> その他 ()		
周辺の生活環境を保全する方法			

注

- 「犬又は猫の数」欄の () 内は、不妊去勢措置実施済みの犬又は猫の数を再掲すること。
- 「飼養又は保管の方法」欄は、該当する の中に 印を記入し、「その他」に該当する場合は、() 内に具体的内容を記入すること。
- 「周辺の生活環境を保全する方法」欄は、鳴き声、臭気、毛の飛散等を防止し、及び軽減させるための措置の具体的内容を記入すること。
- 飼養施設の平面図及び付近の見取り図を添付すること。

第二号様式（第三条第一項）

犬又は猫の多頭飼養変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

多頭飼養の（変更） 届出年月日	年 月 日
飼養施設の所在地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 届出者の氏名若しくは名称（代表者の氏名）又は住所 <input type="checkbox"/> 犬又は猫の数 <input type="checkbox"/> 施設の規模 <input type="checkbox"/> 施設の構造 <input type="checkbox"/> 雌雄の分離 <input type="checkbox"/> ふん尿等の処理方法 <input type="checkbox"/> 動物死体の処理方法 <input type="checkbox"/> 周辺の生活環境を保全する方法
変更内容	変更前
	変更後

注

- 1 飼養施設の変更を伴う場合は、飼養施設の平面図を添付すること。
- 2 「変更事項」欄は、該当する□の中に☑印を記入すること。

第三号様式（第四条）

特定動物による侵害発生届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

飼養又は保管をする特定動物が人の生命又は身体に害を加えたので、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定動物の飼養 又は保管の許可	許可年月日		許可番号	
特 定 動 物	種 類		年 齡	歳 カ月
	性 別		体 格	
	識別措置の 種類 (番号等)		特 徴	
	過去における当該特定動物による事故の有無			有 (回) ・無
事故発生日時	年 月 日		時 分頃	
事故発生場所				
事故の概要				
被 害 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
事故の原因				
新たな侵害を防止するために 講じた措置				
新たな侵害を防止するために 講じようとする措置				
備 考				

第四号様式（第六条第一項）

こ う 傷 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

飼養又は保管をする犬が人をかんだので、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第20条第2項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養又は保管をする犬	種類		呼び名		年齢		性別	
	毛色		体格	大・中・小	特徴			
	過去におけるこう傷事故の有無				有 (回) ・ 無			
狂犬病予防措置	登録番号	年度第 号	注射済票番号	年度第 号	最終注射年月日			
事故発生日時	年 月 日 時 分頃							
事故発生場所								
こう傷部位・程度								
事故発生時の犬の管理状態	<input type="checkbox"/> 犬舎等に係留中 <input type="checkbox"/> 係留して運動中 <input type="checkbox"/> 放し飼い <input type="checkbox"/> その他 ()							
事故発生時の状況	<input type="checkbox"/> 犬に手を出した <input type="checkbox"/> 係留しようとした <input type="checkbox"/> 配達・訪問等の際 <input type="checkbox"/> 通行中 <input type="checkbox"/> 遊戯中 <input type="checkbox"/> その他 ()							
被害者	住 所							
	氏 名					電話番号		
	治療の有無	有 ・ 無		病院名				
備 考								

注 「事故発生時の犬の管理状態」及び「事故発生時の状況」欄は、該当する□の中に
☑印を記入し、「その他」に該当する場合は、()内に具体的内容を記入すること。

措置（引渡し）命令書

第 号

住 所
氏 名

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項又は第2項の規定により、次のとおり措置（引渡し）することを命ずる。

年 月 日

千葉県知事

印

飼養又は保 管をする犬	種類		呼び名		年齢		性別	
	毛色		体格	大・中・小	特徴			
命令事項								
理 由								
履行期限	年 月 日 まで							
備 考								

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第六号様式（第十条）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 氏 名 生年月日	年 月 日
上記の者は、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第22条及び第25条に規定する当該職員であることを証する。		
年 月 日		
千葉県知事		印

9センチメートル

6センチメートル

（裏）

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（野犬等の捕獲及び抑留）

第二十二條 知事は、当該職員に野犬等を捕獲させ、及び抑留させることができる。

2 当該職員は、野犬等が人の土地、建物、車両又は船舶にいる場合であつて、その野犬等による人の生命又は身体に対する侵害が発生するおそれがあり、その野犬等を捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

3 略

（立入検査）

第二十五條 知事は、第十四条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、動物の飼養又は保管をしている土地、建物その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 略

第七号様式（第十一条第二項）

（表）

写 真	第 号
	動物愛護管理員証
	所 属
	氏 名
	生年月日
	年 月 日
上記の者は、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第26条に規定する動物愛護管理員であることを証する。	
	年 月 日
	千葉県知事 印

9センチメートル

6センチメートル

（裏）

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（動物愛護管理員）

第二十六条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。